

恵愛会事件に思う

老人ホームを舞台にした恵愛会の一大汚職は県民に大きなショックを与えた。ショックの激しさは各関係者の対応にも響き、老人ホームの利用者不在のまま今泥沼に入った。

五十年に四億円も着服した紫雲会事件に続き、またしても県はナメられたものだ。今回も、強そうなやつには弱い県の行政態度が招いているようで悲しい。でも今度は県も電光石火（？）のごとく強腰の姿勢である。しかし司直しらゆきの手に移されて弱くなつたから出来たにすぎない。

さて、解決策として県は一挙に恵愛会理事の総退陣を要求した。従来ならば粘り強く指導を繰り返しているから、全く異例。それは県の指導に従わなかつたことを理由にしている。県が指導開始してまだ数月、厳密に計算して一ヶ月そこそこ。施設の立て直しには普通一年はかかるものである。県の態度は主観的、感情的、せつかちに思えてならない。

「理事一体」としての県の総退陣要求には法解釈からも無理がないだろうか。民法

四十四条に、不正行為に関係しなかつた理事には連帯責任はないと明記されている。

県は現理事を総退陣させて元の理事を戻したいらしいが、事実であればナンセンスだ。前理事会が正式に現理事を選任しているし、その裏に約一億円の売り渡し密約があつたとも報ぜられている。一連の悪事はここを起点としているのである。

県の強腰に呼応するかのように、福祉法人の責任者らが法人の独立性を自ら否定するような決議をした。悪い法人はつぶせと叫んで、自らの潔白を世に示したいわけであろう。

福祉法人の独立性は法で守られている。それを自らの手で否定することは、ファシズムへの道に手を貸すことになる。危ない。危ない。

(一九八四年三月二十八日)